

平成29年4月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年4月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年4月28日（金）午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 議員協議会室（東庁舎3階）

3 出席委員 47人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 柿澤 潔 | 2番 | 丸山 敏郎 |
| 3番 | 森田 大樹 | 4番 | 北川 和宏 |
| 5番 | 百瀬 芳彦 | 6番 | 岡村 時則 |
| 7番 | 上條 陽一 | 8番 | 上條信太郎 |
| 9番 | 河野 徹 | 11番 | 三村 和弘 |
| 12番 | 太田 辰男 | 13番 | 中島 孝子 |
| 14番 | 荒井 和久 | 15番 | 細田 範良 |
| 16番 | 波田野裕男 | 17番 | 赤羽 隆男 |
| 18番 | 竹島 敏博 | 19番 | 丸山 寛実 |
| 20番 | 上條萬壽登 | 21番 | 小林 弘也 |
| 22番 | 塩原 忠 | 23番 | 古沢 明子 |
| 24番 | 上内 佳朋 | 25番 | 柳澤 元吉 |
| 26番 | 波多腰哲郎 | 27番 | 田中 悦郎 |
| 28番 | 伊藤 修平 | 29番 | 橋本 実嗣 |
| 30番 | 小沢 和子 | 31番 | 竹内 益貴 |
| 32番 | 窪田 英明 | 33番 | 上條英一郎 |
| 35番 | 伊藤 素章 | 36番 | 忠地 義光 |
| 37番 | 百瀬 文彦 | 38番 | 小松 誠一 |
| 39番 | 菅野 訓芳 | 40番 | 百瀬 貞雄 |
| 41番 | 前田 隆之 | 42番 | 青木 秀夫 |
| 43番 | 萩原 良治 | 44番 | 波場 秀樹 |
| 45番 | 百瀬 秀一 | 46番 | 金子 文彦 |
| 47番 | 三村 晴夫 | 48番 | 上條 信 |
| 49番 | 赤羽 米子 | | |

4 欠席委員 1人 34番 百瀬 道雄

5 協議事項

(1) 平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて

6 報告事項

(1) 平成28年度松本市農業委員会業務報告について

(2) 松本市農業者年金協議会総代会の開催について

(3) 平成29年度農業委員会事務局及び農林部の職員体制について

(4) 3月定例部会報告

(5) 主要会務報告

7 その他

農地の賃借方法について〔研修〕

| | | | | | |
|---|------|--------------|------|----|----|
| 8 | 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局長 | 窪田 | 京子 |
| | | 〃 | 局長補佐 | 板花 | 賢治 |
| | | 〃 | 〃 | 小西 | えみ |
| | | 〃 | 担当係長 | 齋藤 | 信幸 |
| | | 農政課 | 課長補佐 | 櫻井 | 正志 |
| | | 〃 | 主査 | 松村 | 豪治 |
| | | 松本農業改良普及センター | 課長補佐 | 西嶋 | 秀雄 |

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 42番 青木 秀夫 委員

43番 萩原 良治 委員

〔書記〕板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議長

本日の議案についてですが、農地部会に10件の議案が提出をされております。このうち議案第7号から9号の「農用地利用集積計画の決定の件」並びに10号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれの事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

ただいまから協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについて、事務局より説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

協議事項1、平成29年度松本市農業活性化シンポジウムについてご説明申し上げます。

失礼いたします。以後の説明は着座でお許しいただきたいと思っております。

まず、要旨でございますけれども、松本市農業活性化シンポジウム、本年度の方針でございます。

昨年は、農協理事者との懇談会ということで実施をいたしました。また、おとしは、平成27年度ですけれども、農業活性化シンポジウムというのを開催した経過がございます。松本の農村資源の掘り起こしと活用に向

けてということで、曾根原先生を迎えシンポジウムをやったのが2年前ということでございます。本年度は、またシンポジウムという形で開催していくということになりました。

2番目、開催方針の案でございます。

会長が冒頭触れたとおり、7月6日、1時半からという予定で、Mウイングの6階ホールを予定しております。

(3)の目的ですが、シンポジウムの開催によりまして、農業者、また関連業者・団体等による農業と経済の活性化に資する先進的な取り組み事例等を参考に、参加者が本市の農業振興のあり方と方向性について考える契機とするということでございます。

参集者ということで、やはり農協理事者と農業委員との懇談会がベースになるわけですが、さらに一般の農業者、生産者団体、行政関係者、議会関係者にも声をかけまして、多くの人の参加を呼びかけていきたいということでございます。

(5)交流懇親会ということで、シンポジウム終了後、会費制にて懇親会を開催します。ブエナビスタを予約しております。5時半からということで、JA理事者、農業委員さん、その他関係者ということで予定をしております。

予算措置としましては、報償費15万円を確保しております。

そして、シンポジウムの内容でございます。役員会で協議した結果ということですが、以下の内容で調整をしております。

「松本市の農業を元気にするために」ということで、輸出の促進とか農商工の連携等、農産物の新たな販路開拓と需要創出について考えるということとで計画を立てております。

企画案のたたき台は、次のページでございます。

テーマは今説明したとおりなんですが、内容ですが、タイムスケジュールとしましては、1時半から始めて、1時40分からおおむね1時間20分ほど基調講演をいただくということで、会長ご説明のとおり、経済産業省出身、松本市出身なんですけれども、前日本台湾交流協会高雄事業所の副所長、現在、中小企業基盤整備機構国際交流センター審議役ということで、山口さんに打診中というふうに記載してありますが、先日、局長のほうから改めて確認をとらせていただいて、引き受けていただけるということで快諾をいただいているということでございます。

続きまして、事例発表及び意見交換ということですが、3事例ほど発表いただければという考えで進めております。やはり基調講演のテーマにちなんだ事例発表をと考えておりまして、輸出、農商工連携、販路開拓、需要創出というようなことで考えているところでございます。

その事例発表の依頼先、まだ候補案の段階で、具体的な相手方との調整とか具体的な依頼はまだこれからになりますけれども、やはり輸出促進というふうなことが出てくると、梓川地区のほうで1団体、りんご農家の組合で輸出に取り組んでいると。平成26年度、市の6次産業化支援事業をきっかけに取り組んでいるというふうなところがございます。

また、ハイランド農協、農協理事者との懇談会がベースということで、農協さんのほうにも発表する機会を設けたいと考えておるところでございます。例えば、ハイランドでは、アルピコホールディングスとの連携で新たな展開を図っているという報道もあります。また、イオンモール松本にJA直営店を出すというふうな構想もありますので、全くアプローチはこれからなんですけれども、こんなようなことで、何か販路拡大、需要創出というようなテーマで何か事例を発表いただければなという考えもございません。

あづみ農協も、春夏イチゴのブランド化ということで、かなり伸ばしているというようなこともあります。

また、農家とは全く違う視点ですが、松本ブルワリーというところで、地ビールということで、地元の信州産のホップと果物ですね、松本の山辺のブドウなんか使って、フルーツビールを開発して、売り出そうというような構想を持っている若い元気な商工業者もおられるということで、そんなようなところから、別の角度で取り組みについて発表してもらいたいんじゃないかなんていうふうに考えておるところでございます。

いずれにしても、事例発表については、これから正式に打診をしていくところでございます。何か先進的で注目するような事例があれば、ご紹介いただきたいと。これ、事務局の案でございます、もっといいようなものがあれば、連休明けにはもうアプローチしていきたいと思っておりますので、早急に何かこういったところというふうなものがあれば、ご連絡をいただければと考えておるところでございます。

いずれにしても、農業活性化シンポジウムにつきましては、また5月に方針を決定しまして、次回の委員協議会で決定した内容としてお示しをしたいと考えております。

今のところ、こんな考え方で進めているんだということでご理解いただいて、ご意見を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまから質疑を行います。

ただいまのこのシンポジウムにつきまして発言がある方は挙手をお願いいたします。

まだこのほかにみなさんご意見がというか、こんな事例があるというふうな話がありましたら、お願いしたいわけですが。

今井の農家で、リンゴなんか輸出している農家があるという話を聞くが、手がけているという。

今の、市場で聞いた話ですけれども、台湾にしても、香港にしても、シンガポールにしても、非常にリンゴ等の需要があって、持っていけば売れるんだけれども、やはりそこにいわゆる中国の華僑の商社がというか、介在していて、なかなか決済のところがうまくないと。だから、市場としても、もう積極的になかなか入っていけなというふうな話を聞きまして、国会議員、後藤さん等々の国会議員の話の中で、私、ちょっとその辺を全農なり、あるいはまた何とかならないかというふうなことを言いましたら、この3

日ばかり前に務台さんが私のうちへ来まして、そのことを踏まえて、今、農水省で日本版のソペクサというような、そういう組織をつくったと。輸出拡大への支援組織であるというようなことで、この4月1日からスタートして、どういう形で販売促進、それからまた決済についてもどういう形がいいかというようなことで、今、4月1日からそういう形で検討していると。いわゆる日本版ソペクサということだそうでございます、その会長には伊藤忠の会長さんがなられているようで、やはりそのことにもジェットロと提携したり、全農が特にそういったところにシフトしていくような形の中の指導的な形の中で進めていけば、輸出はもっと伸びるんじゃないかというふうなことで、政府も入っているようでございますので、こういったことも山口さんから今の状況の話を聞ければ、今後の農産物の輸出等についてもいいんじゃないかなと思っているところでございます。

何かほかにありますか、このことに対しまして。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ということでございますので、本件は了承されました。
今後、計画の具体化に向けて、さらに詰めていく必要がありますが、委員の皆様には、それぞれのお立場でシンポジウムの成功にご協力をいただきたいと思っております。
続いて、報告事項に入ります。
まず、報告事項1、平成28年度松本市農業委員会業務報告について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 続きます、3ページでございます。
早速説明に入らせていただきます。
本件につきましては、昨年度、28年度における農業委員会の所掌事務の実績について報告するものでございます。
まず、包括的な説明をさせていただきます。
1番、会議の開催状況でございます。
月々の委員総会または協議会、農地部会、農業振興部会、それから役員会、各種委員会など、お手元の資料のとおり開催しております。
続きます、2番、系統機関並びに関係団体との連絡協調でございます。
(1)は、全国農業会議所や県の農業会議が開催する会議、諸行事への参加の関係でございます。(2)は、地区協議会としまして、松塩筑安曇農

業委員会協議会への会議、諸行事への参加の関係。

(3)は、JA、地区営農懇談会への参加。

(4)は、長野県19市の農業委員会協議会への参加ということで、実績まとめてございます。

3の広報活動その他でございます。

めぐりまして、(1)農業委員会だよりの刊行。お手元に記載のとおり、第81号(7月)、第82号(12月)と刊行して、開かれた農政活動の推進を図ってきたところでございます。また、「広報まつもと」9月号にも特集記事を掲載、「守りたい、松本の農地と農業」など、A4、2面分のスペースでございました。

(2)全国農業新聞の普及拡大でございますが、特別強化月間を設けまして、皆様にご協力いただいた結果、会議の冒頭ご披露したとおり、すばらしい成績を上げることができたということでございます。

4番目、農業施策に関する意見書の提出の関係でございます。

市長への意見書提出は、10月3日、役員にて対応いたしました。内容は、「多様な担い手に対する支援と農地を保全し活用するために」と「松本市の農畜産物や農村資源の活用を進めるために」という2つのテーマで、5項目の意見を提出いたしました。

懇談会は10月27日に開催しました。

5番目、農政懇談会の開催です。

当面する農政課題について意見交換を行い、今後の施策立案の参考にするため、(1)としまして、農協理事者との懇談会、(2)として、市議会経済地域委員との懇談会、(3)、初めての試みではございましたが、長野市農業委員会との農業振興懇談会を開催したところでございます。

続きまして、6番目、遊休荒廃農地対策でございます。

昨年度実施した利用状況調査(農地パトロール)の結果と新たに発生したA分類農地の所有者に実施した利用意向調査の結果でございます。

(1)の利用状況調査の関係でございます。表を見ていただくと、再生可能なA分類農地については、資料のとおり、28年度の調査結果、49.6ヘクタールということで、前年度と比べて97.1ヘクタール減少してございます。要因としましては、利用状況調査に入る前に遊休農地の所有者等に農地の適切な管理について文書指導を行って臨んだこと、また国の指導等に基づいて、遊休荒廃農地の判断基準を再確認して臨んだこと等から、A分類の解消やB分類への仕分け等が進みまして、結果として面積が減少したということでございます。

また、再生困難なB分類農地に関しても、大規模な非農地判断を実施したところでございます。518ヘクタールという面積、非農地判断いたしまして、28年度末の時点では253.5ヘクタールということで、前年比480.9ヘクタールの減少ということになりました。

(2)利用意向調査、こちら、新たに判明したA分類農地に対して調査したわけでございますが、昨年11月に実施と。結果は資料のとおりでございます。皆様には大変ご協力をいただいたところでございます。

調査対象60件、9.9ヘクタール、107筆、うち58件、9.6ヘクタール、104筆から回答いただいております。中間管理事業を利用したいという回答は50%強、あと、みずから管理・耕作との回答は、やはり多くて、30%強ということでございます。

また、今後は意向に沿いまして、各地区で遊休荒廃農地の解消に向け、可能な努力を続けるということを進めていただいているところでございます。6ページでございます。

7番目、農業委員の研修でございます。

農業委員会として、各種研修会に参加して、農業情勢の把握、業務の的確な遂行に努めておるところです。

昨年の7月21, 22は、国内視察研修ということで、6次産業化の取り組み、具体的には福井県大野市の建石農園、特産の里芋を利用したアイスクリームの開発の関係、石川県の小松市農業協同組合ということで、廃棄処分とされているトマトを活用したカレーの商品化等、視察を行ったところでございます。

また、農業振興部会では、管内農業事情視察ということで、生産者直売所アルプス市場と内田のジビエ食肉加工施設の山崎商店の視察を行ったところ です。

8番目、家族経営協定の締結推進です。

魅力ある家庭、農業、地域づくりの推進ということで、締結予定者の掘り起こしや相談会等を通じて制度拡大に努めた結果、28年度は6組の締結、内訳は新規4組、再締結2組でございました。3月現在、207組というのが現在のところでございます。

9番目、農業者年金の関係ということで、28年度から始まった加入者13万人に向けた後期2カ年強化運動では、新規加入目標2カ年で22人と定めたところですが、28年度は11人の単年度目標に対して15人の実績を上げて、目標達成ということでございます。

年度末の農業者年金加入状況は、資料のとおりですので、参考にしてください。

10番目、改正農業委員会法に基づく新たな体制への移行準備ということで、新体制検討委員会について協議を行ってきました。委員の定数や選出方法等に関する案を取りまとめ、地区説明会を実施と。今まさに実施をしているところでございます。

検討結果としましては、農業委員については、定数案として26人、市内21地区とJA等4つの農業団体、それぞれ1名を目安に推薦を求めていくということでございますし、また公募も実施するというところでございます。

イとしまして、推進委員の関係ですが、定数の案18人ということで、担当区域は市内を10区域としまして、1区域当たり推進委員定数1から3人ということで案をつくりました。

最後、11としまして、農業委員が指導する農業体験事業ということで、園児や小学生への食育、地産地消、農業委員活動のPRということで事業

を実施してございます。

(1)として、笹賀地区では、上條部会長の農園において、南部ブロックの委員が地元園児を対象にリンゴの体験作業事業に取り組んでおります。

(2)として、四賀地区ですが、地元委員の協力のもと、モチ米づくり等作業体験イベントを小学生に対して行っております。

8ページからは、資料1としまして、総会・協議会の開催状況をまとめてございます。

また、飛びまして、13ページからは役員会の開催状況をまとめております。

さらに飛びまして、17ページは地方、県、全国大会への参加状況をまとめたものでございます。

18ページは、各種研修会等参加状況でございますので、ご確認ください。それでは、続きまして19ページから24ページの農地部会業務報告は齋藤係長からご説明申し上げます。

齋藤係長

それでは、19ページから24ページまで、私のほうから説明申し上げます。

19ページをごらんください。

平成28年度農地部会の業務報告でございます。

項目を5つに分けてございます。

まず、1としまして、農地等の利用関係の調整でございます。審査の主な内容につきましては、農地法第3条、農地の所有権移転及び農地法4条、5条、農地転用の関係でございます。

次に、2としまして、別段面積基準の調整です。昨年度取り組みました遊休農地の解消及び移住・定住者を含めた新規就農者の参入を目的に、各地区の利用調査を行い、別段面積の検討と調整を図ったものでございます。

次に、3でございます。農地等の相談の実施関係です。農地のことなど、多岐にわたる相談について対応すべく、体制を取ってきたものでございます。

続きまして、4でございます。農地の無断転用防止活動でございます。昨年は、農地の利用調査とあわせまして、違反転用の調査を行いました。必要に応じ、事情聴取及び原状復帰等の指導をしたものでございます。

最後、5でございます。市街化区域内農地の転用届け出にかかわる取り扱いの業務です。市街化の届け出、主な目的につきましては、共同住宅の建設、あと一般住宅の敷地拡張が主なものでございました。

ページ変わります、20ページから23ページになります。

こちらにつきましては、28年度農地部会の開催状況を記載してございますので、ご確認をお願いします。

続きまして、24ページ、横の表になります。よろしく申し上げます。

28年度農地法の案件にかかわる農地部会の取り扱い実績でございます。

表の左側から、農地法第3条、農地を農地として権利移動もしくは権利を設定するものの案件でございます。

次に、農地法第4条、農地所有者本人がみずから農地から農地でない状態に転用するものがございます。

続いて、農地法第5条、農地の所有者以外の方が権利移転等何らかの権利を設定して、農地でないものに転用していくものの案件でございます。

次に、農地法第18条、農地の賃貸借等に伴う合意解約でございます。

最後に、農業用施設の届け出でございます。200平米未満の農業用施設につきまして、届け出をさせていただいたものがございます。

合計、右下に記載してございます処理件数509件、面積につきましては62万9,972平米となっております。

参考としまして、28年度の下に27年度の実績数値を記載してございます。昨年度は27年度に比べ実績件数が減っております。主なものにつきましては、農地の中間管理事業への移行に伴う合意解約の件数の減でございますので、ご確認をお願いします。

以上、農地部会の業務報告をさせていただきました。

板花局長補佐

25ページからでございます。

農業振興部会業務報告ということでお願いします。

1番、農地流動化及び農地の有効利用推進ということで、こちらは毎月行っております農用地利用集積計画の事前内容審査及び農用地利用配分計画案の事前内容審査を農地部会の付託により実施しました。

2番、農業経営体の育成支援ということで、認定農業者制度の推進の関係、年4回、6、9、12、3月に農業経営改善計画の承認ということで、新規24件、再認定95件、計画変更9件について承認を行いました。

(2) 認定新規就農者制度の関係でございます。こちらは青年等就農計画の承認につきまして審議を行い、計画が提出された経営体、新規4件、計画変更3件について承認を行いました。

26ページへ移りまして、3番、農政運動の展開ということで、市長意見書提出に当たり、農業振興部会で内容について協議を行いました。

また、(2) 農協理事者との懇談会を行い、関係団体の意見も参考に、農業委員会の意見を集約したところでございます。

4番目、農業振興部会活性化の取り組みということで、昨年に引き続きまして、管内農業事情視察を実施ということで、先ほど紹介したとおり、アルプス市場と山崎商店を訪ねまして、現場の最前線で代表者からお話を伺い、今後の農業振興に向けて見聞を広げたところでございます。

続いて、27、28ページは、農業振興部会の開催状況を掲載しております。

最後に、29ページからの各種委員会の業務報告でございます。

事務局から通して説明しますので、もし各委員長のほうで補足がございましたら、後ほどお願いしたいと思います。

まず、29、30ページ、市長意見書検討委員会の業務報告。

平成28年度の取り組み経過はごらんのとおりでございます。検討委員会、計5回開催しております。また、意見書の取りまとめの過程においては、

6月30日にブロック別農業情勢報告会を行いましたし、7月6日には農協理事者との懇談会を実施してまいりました。

続きまして、31ページをお願いします。

山林化検討委員会の業務報告でございます。

昨年度は、山林に地目変更する目的の非農地証明書の取り扱いに当たり、農地の山林転用審査規定に基づいて2回の委員会を開催し、全8件の承認を行いました。

続きまして、32ページでございます。

農地所有適格法人審査委員会の業務報告でございます。

こちらにつきましては、農地法第6条第1項の規定に基づき、農地所有適格法人から報告を求め、法人の適格要件について審査を行ってまいりました。2月21日、定期報告分の34法人につきまして審査を行い、全て適格と判断したところであります。また、新規7法人については、随時書面審査を実施いたしました。

33ページをお願いします。

農業委員会だより編集委員会業務報告でございます。

先ほどご案内のとおり、81号、82号と、それから「広報まつもと」9月号に特集ページを編集ということで、広く市民にPRを行いました。編集委員会自体は、ごらんのとおり、4月から10月まで計5回開催してございます。

一番最後でございます。34ページでございます。

新体制検討委員会の業務報告でございます。

委員会は計6回開催し、それぞれの内容は表に記載のとおりでございます。

以上、松本市農業委員会業務報告につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

各委員長さんから補足の説明がありましたら、お願いをいたします。

上條部会長、いいですか。

いいですね。

ただいま説明がありましたが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項2、松本市農業者年金協議会総代会の開催について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、資料35ページ、報告事項2、松本市農業者年金協議会総代会の開催についてでございます。

着座にて失礼いたします。

平成29年度松本市農業者年金協議会第35回総代会の開催についてでございます。

日時が6月8日水曜日、午後2時から、会場はMウイング文化センター6階ホールです。

付議事項といたしまして、平成28年度事業報告及び収支決算について、平成29年度事業計画及び収支予算についてでございます。

総代会終了後、講演会を開催いたします。講師は写真家の堀勝彦さんです。堀さんは、安曇野市豊科にお住まいです。高山にチャレンジしながら、国内外の自然、文化、人々との交流を深めまして、写真におさめ、発表してこられております。高齢ではございますが、今回快く講演を承諾いただきましたので、「旅する心」というテーマで楽しいお話を伺いたいと思っております。

その後、引き続きMウイング文化センターの3-1、3-2会議室で懇親会を開催いたします。会費は1人当たり500円で行います。

その他ですけれども、本件については、5月8日開催される松本市農業者年金協議会役員会において正式に決定される予定でいます。

参考資料といたしまして、36ページから後、農業者年金協議会の規約を添付してございますので、ごらんください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

年金の総代会の説明があったわけではありますが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

何年だったかな。堀さん、年金で堀さんに1回講演していただいたことがありますけれども、大変農業をやる者の原点のような話をしていただきまして、いい話をしていただきますので、またこの6月7日には、もう一回、再びお願いしたというようなことでございますので、了解をいただきたいと思っております。

質問がないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、6月7日の開催の総代会には、ぜひ皆様のご出席のほどをお願いいたします。

次に、報告事項3、平成29年度松本市農業委員会の事務局及び農林部の職員体制について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、資料39ページ、報告事項3、平成29年度農業委員会事務

局及び農林部の職員体制についてでございます。

平成29年度の農業委員会及び農林部各課の職員分担表について報告いたしますが、資料のとおりでございます。

40ページから41ページについては、農業委員会事務局の分担となっております。その後、42ページからは、農政課、耕地林務課、西部農林課、それぞれ担当係ごとの分担表となっておりますので、何かございましたら、担当のほうへお問い合わせをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたが、質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本年度の職員体制につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項4、3月定例部会報告に入ります。
初めに、上條農地部会長からお願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、3月の定例部会報告ということで、53ページをごらんください。

3月の定例農地部会の報告を申し上げます。

3月29日開催の農地部会において、議案22件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、3月22日に森田大樹委員及び青木秀夫委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、3月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございました。
次に、田中農業振興部会長からお願いいたします。

田中農業振興部会長 それでは、平成29年3月29日開催の農業振興部会の結果について報告いたします。

議案第210号「平成28年度第4回農業経営改善計画の承認について」、新規8件、再認定20件、計画変更1件について審議し、全件承認されました。

議案第211号「平成28年度第4回農業経営改善計画の承認について」、

新規1件について審議し、全件承認されました。

続きまして、議案第212号「平成28年度第3回青年等就農計画の承認について」、新規認定2件、変更申請2件について審議し、全件承認されました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

本件につきましては、ただいまの部会長からの報告のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続いて、報告事項5、主要会務報告につきましては、資料の56ページのとおりでありますので、ご参照いただくようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本改良普及センターからお願いいたします。

西嶋補佐、お願いします。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、また引き続き松本市の担当ということでございますので、よろしくお願いいたします。

平成29年度主要農作物の生育概況のまとめというのが表についた資料でございます。

すみません、主要作物の生育概要ということで出ておりますけれども、水稲の関係、順調に播種作業進んでいるかというふうに思います。安曇野市のほうで一部、田植えが始まったというようなニュースも出ておるところでございます。

麦については、若干生育がおくれていたのが、だんだん平年並みになってまいりまして、小麦、ちょっと早目になっているということだったり、大麦も4月28日、きのうですか、出穂初めを確認しているようでございます。

それから、果樹類についてですけれども、全般に3月低温傾向であったので、おかれていたということですが、だんだん追いついてきてはおります。

次の2ページ目、3ページ目にそれぞれ須坂の果樹試験場、それから高森町の南信農業試験場のほうの果樹の生態調査の関係出ておりますけれども、まだ若干平年よりおけている傾向もありますが、だんだん追いついてきているということでございます。

先ほど少し話があったかどうかあれですけれども、桃ですとかも、大分花がおくれぎみではあったものの、満開期を過ぎているところでありまして、ナシについても、開花が大分進んできているところでありまして。リンゴについても、もう少しで花が咲くところということで、平年ですと、今ごろから花が咲き始めてくるところでございますけれども、若干のやっぱりおくれということでございます。

それから、けさもちょっと冷え込んだわけですが、今井でマイナス2.3度というのがアメダスの観測結果でございますけれども、せんだっ

ての23日の日曜日ですけれども、このときもNOSA Iの観測地点でマイナス3.1度というのが今井の観測値でございまして、若干の被害がやっぱり出ているというようなこととございましてけれども、今のところはまだ大きな被害にはなっていないかなということとございまして。けさの冷え込みにつきましても、今、果樹担当がまだ回っているところ、出てくる前に回っているところだったので、詳しい状況はまだ入ってはいませんが、若干やっぱり子実の寒害等は見られるところとございましてけれども、大きな被害にはなっていないんじゃないかなというふうなことのようとございまして。

それから、野菜の関係ですけれども、レタスですね、リーフ系、それから玉も収穫が始まってきております。野菜、レタスの関係については、やはり寒かった影響で若干生育おくれしておりましたけれども、ほぼ平年並みになってきて、出荷ピークもほぼ平年並みの連休前と連休後と、そんなようなところが1つのピークが来るんじゃないかなというふうと聞いてございまして。

それから、セルリーの関係も、若干やはり定植作業おくれみだったわけとありますけれども、ほぼ定植作業終了しているということとございまして。

スイカの関係も、特にトンネル作型で大分植わってきてはおりますけれども、順調に作業が行われているかなということとあります、若干降雪等あった影響で、やはり少しおくれみになっているかなということとございまして。

夏秋イチゴの関係とありますけれども、産地パワーアップ事業の関係と、ことしといいますか、今年度も大分ふえておりました、昨年度2億6,000万円くらいの販売額だったわけとあります、大体ほぼ3億くらいの販売額になるんじゃないかなというふうに見込んでいるようとあります、特にことしハウスを建てたような皆さんについては、若干定植作業おくれしているところとございまして。

アスパラについても、露地の出荷が始まってきておりました、4月の下旬といいますか、ぼつぼつピークを迎えてくるかなということとございまして。

花の関係は、ほぼ順調に来ているということとございまして。

それから、飼料作物の関係も、例年、このところ春ちょっと寒かったりということと、余り一番草の収穫よくなかったというようなこととございましてけれども、ことしはまあまあ伸びがよくて、今のところは順調に来ているということのようとございまして。

すみません、それで4ページ目に少し、去年もたしか出したかと思うんですが、メールマガジンの宣伝とございまして、まだ全県で登録数が560名くらいというようなこととございまして、ぜひメールマガジンを登録していただきたいかなと思っております。

左下のところにQRコードというふうなのがございまして、これを使っただけと、簡単に入っていて、メールアドレス等を入力して仮登録をして、その後本登録をするという形になってございまして、ぜひ登録のほうをお願いしたいかなと思っております。

それから、5ページ目でございますけれども、5月1日から31日までというのが県の関係の春の農作業安全運動の月間というようなことになってございます。特に、昨年度は18件の死亡事故ということで、過去最多に並ぶ発生件数になってしまったというようなことでございます。

当松本市の関係でも、乗用草刈り機による事故、それからスピードスプレーによる事故2件起こっておりますし、それから塩尻市でも、やっぱりスピードスプレーの事故ということで、松本管内で3件の農作業事故が発生してございます。

また、その右下のところでございますけれども、下草焼きについて、3月でしたか、山辺地区で煙に巻かれてしまって亡くなったというような事故もございます。十分気をつけていただきたいなと思いますし、死亡事故にならなくても、草刈り機等による事故、非常にまだ多くなっております。十分また注意をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

6ページ目、7ページ目に農作業事故の実態ということでありますけれども、特にやはり時間帯としまして、満遍なくあるわけでありまして、特に9時から12時、2時から6時というのが疲労のピークになるとき、もうちょっと休みというか、お茶の時間だけでも、もうちょっと頑張つてやっちゃおうかというようなときにやはり事故多くなっている傾向がございます。そんなことございますので、十分また声がけをしていただいて、無事故で過ごせるようお願いをしたいなと思います。

一番最後のページに気象表ということで出してございます。4月中旬以降、どかんと降っているんですけども、ことしずっと降水量少な目に経過をしております。少し寒いなと思っていたんですが、こういう気象表を見ますと、3月の下旬にちょっと低くなっておりますけれども、あとはほぼ平年並みのところをいっているというのがことしの特徴でございます。

それと、先ほど申し上げたように、雨がちょっと少ない。4月の下旬も少し少な目に経過をしております。そんなことで、参考にいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

その他何かありましたら、お願いをいたします。

農政課で、すみません、お願いします。

櫻井補佐。

櫻井（農政課）

農政課担い手担当の櫻井です。ことしで6年目になります。相変わらずひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、お手元にこういったパンフレット、ありますか。

せっかくつくったので、農業委員の皆さんに宣伝をしてこいということでありまして、私のほうからちょっと若干紹介をさせていただきたいと思っております。

これは、就農相談用、ありませんか。こういうの、ありますか。すみません。

これは、一応新たに就農したい、そういった就農相談時に使う、活用するというので、28年度末につくらせていただきました。

これにはちょっといきさつがありまして、松本は比較的新規就農者って、他市町村に比べれば多いんですが、待っていてもだめだと。できるだけ外へ出て、就農相談、そういう機会に職員、足を使って、出向いて、積極的に松本へIターン就農してもらうようにということで、去年、実は若干予算をつけていただいて、大都市圏での就農相談会に参加をしました。

実は市長の発案で、Iターン就農者、実際に松本にIターンした人について行ってもらって、実体験を語ってもらって、相談者をだますじゃないですけれども、その気にさせるといいますか、納得して松本に来てもらう、そんな機会にできないかと、こういうことで、昨年東京のほうで3回実際にやってきました。

なかなかすぐに「はい、来ます」という話にはならないんですが、その後、実際に松本を見たいということで、足を運んでくれた人も何人かいますし、一定の成果はあったのかなというふうに思います。

その中で、やっぱり他市町村を見ていると、立派な冊子をつくって、その市町村を紹介し、また農業の状況ですとか、新規就農者の笑顔が載ったような冊子というのが結構立派なものをつくってあって、これは松本何とかしにゃいかんということで、予算もなかったわけですが、農政課内の予算をかき集め、数万円で、職員の手づくりでこんなのをつくりました。

中身は、4人といいますが、4家族紹介させていただいています。松本市民だったけれども、非農家の方が研修を受けて就農したと。それから、東京からまさにIターンで就農した。他県からまず移住して、農業をやる気がなかったけれども、ここに住んでいる中で、農業をやりたくなって就農した。今現在、研修をしている人、こんなことで、4パターン載せさせていただいています。

一応編集にも気を使いまして、それなりにインパクトのあるものができたかなと、こんなふうに思っておるわけですが、実は予算がなかったということもありまして、振興部会でいつも利用権設定の関係、お世話になっているうちの担い手担当の〇〇君がこの絵をかきました。そんなわけで、実は絵心があるというか、言ってみれば画家でありまして、一応力をかりて、苦労や苦悩もあるけれども、後々には笑顔になるという、こういう表紙になっておるわけです。

今現在は、例えば東京のふるさと回帰支援センター、総務省の外郭団体がありますが、田舎暮らしやI、J、Uターンを促進する、移住の手助けをする、そういう機関があるわけですが、そんなところ等々、東京、大阪、名古屋、このパンフを置かせてもらっています。

きょうは、農業委員の皆さんのつてといいますが、こういうところに置いたら効果があるんじゃないとか、この人に持たせておくと、きっとこのパンフレットが生きるよ、そんなところがあれば、またぜひ紹介していた

だきたいということをお願い申し上げて、紹介とさせていただきます。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
それじゃ、ちょっと小西補佐、お願いします。

小西局長補佐

すみません、本日お配りしてありますけれども、来月の定例会終了後に農業委員会の懇親会を開催いたします。会場はホテル花月で、時間5時45分から開宴です。会費は6,000円で6月の報酬から差し引かせていただきますが、欠席についてですが、5月25日までにご連絡をお願いいたします。会場の都合等ございますので、厳守でよろしくをお願いいたします。私からも一つですけれども、活動記録についてです。

今月より新しい様式をお願いしているところですが、農業委員というお立場で地区の行事等に出席していただいているかと思うんですが、その場合の記載についてご質問いただいていますので、旧の様式ですが、地区行事という欄がございましたけれども、今回ありません、活動の分類のちょっと難しいなというような活動については、表の一番最後の農業一般に関する調書及び情報の提供というところのその他の欄につけていただいて、ちょっと車で長距離行ったようなときも、キロ数については書いていただくようによろしくをお願いいたします。

今月、まだちょっと旧の様式で出していた委員さん見られますけれども、来月からは新しい様式で全部統一したいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、農政課からお願いします。農地の貸借の方法についてということでお願いいたします。

松村（農政課）

お疲れさまです。農政課担い手担当の松村豪治と申します。本年度で4年目になりますけれども、またよろしくをお願いいたします。

研修ということなんですけれども、私のほうから、農地の貸借方法につきまして若干の説明をさせていただきます。

座って失礼します。

まず、資料ですけれども、別添の資料ということで、農地の貸借方法についてという冊子をごらんください。A3判横判になりますけれども、これまで農振部会ですとか農地部会の中でも、さまざまな法律のお話が出てきておるかと思いますが、基本的にその種類についてまずご説明をさせていただきます。その後、2枚目になりますけれども、中間管理事業につきましての推進事業につきまして、若干の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1枚目ですけれども、農地の貸借方法についてということで、基本的に、

まず農地法の3条による貸借の方法がまずございます。こちらにつきましては、農業委員会が窓口になっておりまして、権利関係としましては、所有者の方と耕作者の2人の中での契約ということが基本でございます。存続期間につきましては、契約期間ですけれども、使用貸借は20年以内、賃貸借につきましては50年以内ということになっております。権利設定に要する期間ですけれども、約1カ月ほど、また合意解約につきましても可能ということになっております。

メリットですけれども、「特になし」というふうに、すみません、書いてありますが、基本的には、農地法ですので、農地法17条の中で自動更新が可能ということですので、双方で申し入れがなければ、そのまま契約が続いていくということが1つのメリットかと思えます。根拠法令は農地法になります。

次に、利用権設定等促進事業ということで、よく議案中の中では、「一般分」というような言い回しを使わせていただいたりとか、よく言葉の中では「相対、相対」というふうな言い方をこの部分でありますけれども、申し込み先は市町村であれば農政課になりまして、所有者と耕作者の間の1対1の契約になります。こちらも存続期間は農地法と同様、また期間につきましても1カ月程度、合意解約につきましても可能になっております。

メリットですけれども、こちらもいわゆる根拠法令が右側の農業経営基盤強化促進法という法率になっておりまして、こちらにつきましては、農地法が自動更新があるような耕作者保護の色合いが強いものに対しまして、基盤強化法につきましては、貸し手の保護を主に置いた法律であるということがありますので、期間が来ると、その時点で契約が切れてしまうということが大きな違いになっております。

次に、農地利用集積円滑化事業、こちらも議案中では「円滑化、円滑化」というふうな言い回しをさせていただいておりますけれども、申し込みは円滑化事業団体であるJAになります。権利関係につきましては、所有者の方がJA、農地利用集積円滑化団体に貸し、そこから耕作者の方へ貸すと、こういった間にJAが入った形になったものが円滑化事業ということになっております。存続期間ですとか権利期間に要する期間、合意解約につきましては、同様でございますけれども、メリットとしては、上記の2つのやり方に比べますと、農協さんが間に入っているという関係がありますので、事務手続については、少し簡素化しているのかなど。農家の方も、最寄りのJAに行っただけであれば、手続ができますので、そういったところで楽なのかなということがメリットになります。こちらも同様に、農業経営基盤強化促進法による根拠法令になっております。

最後に、農地中間管理事業、こちらにつきましては、通常、長野県の開発公社、中間管理機構というところが申し込み先なんですけど、そちらの委託を受けているJAさんが窓口になっているということになります。権利の関係ですけれども、こちらも円滑化事業と同じで、所有者の方がJAのかわりに長野県農業開発公社、中間管理機構に土地を出して、そちらから耕作者に渡っていくような権利関係になっております。その期間につきまし

ては、現状の期間でいくと、所有者の方が公社、中間管理機構に出す期間につきましては、原則5年または10年以上、公社から耕作者につきましては、原則5年以上というふうな規定の中で動いております。上記の3つに比べまして、期間についての自由性は少しないのかなということは言えるかと思えます。権利設定に要する期間につきましても、上記の3つが1カ月程度ということなのですが、それからさらに1カ月ほど県の公告までの期間がありますので、さらに1カ月かかって、2カ月程度かかるということが言えます、また、合意解約も原則不可能であるということで、現在、処理をされております。

メリットにつきましては、こちらJAさん入っていただいておりますので、事務手続の簡素化があるということ、また、この後少しお話をさせていただきませんが、各種補助事業の要件に今、中間管理事業を利用しているかいないかということが問われておりますので、そちらのほうの取得ができる可能性がある。また、機構集積協力金の制度がまだございますので、そちらのほうをとることが可能であるということが言えます。

根拠法令につきましては、農業経営機関強化法、所有者から機構に出すところにつきましては農業経営基盤強化促進法になっておりまして、機構から借りて農家等へ渡すところが、いわゆる農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく中間管理法の部分ということになっております。こちらに基づきまして、通常、農振部会、また農地部会を経て、こちらで公告をさせていただく部分と、県のほうへ意見を沿えて送らせていただく部分、この2通りがなっているということになっております。

1枚おめぐりいただきまして、そういった権利関係の中で、先ほど一番最後に述べさせていただきました中間管理事業について、若干の市内の推進事例につきまして説明をさせていただきます。

現在、松本市内で、平成25年から中間管理法ができた段階で、島立、旧市、またこの寿・内田地区において中間管理事業が展開されてきました。その中で、寿・内田地区について、若干説明をさせていただきます。簡単に言いますと、どのように行ってきたかということになります。

まず、中間管理事業の説明会が26年10月に開かれまして、この際、市のほうから地区内の担い手の方へこういう事業がありますよということを説明をさせていただいております。

その後、地区の再生協議会におきまして、それでは、じゃ補助金を取るためにどういうエリアでやったらいいのかとか、あと、この当時は円滑化事業の権利設定をそのまま中間管理事業の権利設定ですね、つけかえることが可能でしたので、そういったことをどうやっていくのかということを担当の方も含めまして話し合っていたと。もう少しじゃ考えて、やるかやらないか決めようということで、この時点は終わっております。

その次に、27年の2月23日になりまして、実際にエリアについては、寿・内田地区の1つに決定しましょうと。ばらばらにしないで、一緒にやりましょうということを決めていただき、円滑化事業から中間管理への利用権のつけかえをやりましょうと、実際にやりましょうということが決

定されております。

また、地域集積協力金が地域に落ちてくるわけなんです、これをどういうふうに関域に分配していくのかというお話し合いもしていただきまして、こちらにつきましても、所有者と担い手で半分半分もらうということもこのときに決められております。

その後、27年の3月から4月というところで、利用権設定の一斉の締結ということが開催されておりますけれども、公民館で所有者と担い手が契約を行っているということ、また合意解約の手続も同時にやっているということで、また担い手の方が所有者の方を実際に訪問をして、合意解約の手続を踏まえた中で実施をされたということをお聞いております。

この部分が、今、一番問題になっているという部分になりまして、この手続が非常に煩雑であると。この当時は、今結ばれている利用権を合意解約をして、ゼロに戻して、さらに中間管理事業への締結をしなければなりませんので、今もそういう部分残っているんですが、この事務手続が非常に煩雑であったということをお聞いております。

なお、農繁期前ということでもありますので、それぞれ歩く中で、農業がしっかり始まる前に全ての業務をやったということで、本当に大変だったということをお地元から聞いております。

この後、地区の組織及び担い手の研修会の席を使って、どういふふうに関積をしていくんだという集約化計画というのがあるんですが、そちらのほうの検討に入りまして、また利用権設定を終えなければいけない期限というのがこの当時ありましたので、今もあるんですが、地域集積協力金をもらうためには、その年の12月末までに利用権設定が変わっていきやいけないもんですから、それに向けて、どういふふうに関っていくんだということをおこのところで決められております。

それをもとに、地域で農地集積・集約化計画というものを9月に策定をしていただきまして、その後に農地集積・集約化計画をお市にご提出いただいていると。この計画がないと、地域集積協力金がもらえないということもありまして、こういふ計画が出されているということになります。

結果、27年、28年のデータでございますけれども、地域の集積率によって出される協力金が27年で3,400万円ほど、また経営転換協力金、いわゆるリタイアされた方に対するお金が27年度で730万円、また耕作者の集積協力金ということで、臨時で協力をして中間管理に出していただいた方に出されるものが200万円ということで、もろもろ27年、28年度を足し込むと、大体5,000万円ぐらいのお金が地域に落ちていたということが言えます。

こういふ状況の中で、現在はそういふ予算の増加を踏まえまして、国のほうでもいろいろ要綱をいじってきておりまして、当時のようなもらい方は今できない状況です。もう単純にもらえるということではないんですけれども、今のやり方でいきますと、反当たり、結ばれる面積に対して、反当たり5万円のお金が基本設定でありまして、地域に落ちます。その地域に落ちた5万円設定のものを各、この地域集積協力金、経営転換協力金、

耕作者集積協力金の中で分配をすると。分け合うような今、形になっておりますので、基本は地域に反当たり5万円が落ちていくであろうという制度になっています。

寿・内田地区につきましては、この後の状況なんですけれども、こういった事業を導入したおかげと言ってしまうとおかしいんですけれども、これによってできる事業がいろいろありまして、国庫補助事業としては、農地耕作条件改善事業ということで、ため池の護岸工事を現在行っていると。それに採択予定にはまっていたということが1つあります。

また、なかなか難しいんですけれども、経営体育成支援事業ってありますね。例えば、トラクターが欲しいとか、コンバインが欲しいとか、そういった国の補助がありますけれども、そういったところにも手を挙げたときに、採択される可能性が高くなるということが挙げられます。

最後に、問題点の整理ということになりますけれども、今の状況からしますと、円滑化事業というのが非常に事務も煩雑でなくて、農協さんをお願いすれば、非常にやりやすい制度になっているということが言えると思うんですけれども、それに比べると、中間管理事業については、非常に事務が煩雑であるということが言われています。時間もかかりますし、提出する書類も非常に多いということで、問題視されておりますのと、農業者の方に敬遠されているということになります。

また、存続期間が原則10年でありまして、円滑化事業のような自由性がありません。例えば、1年でやりたい、3年でやりたい、途中でやめたい、こういったことができないということになりますので、10年で出しておいて10年で出す、10年で出しておいて5年で出す、こういう基本が構築されているために、非常にやりにくいというご意見をいただいております。

今申し上げましたけれども、中間管理事業は簡単に合意解約ができないということがまず問題視をされています。

以上、推進事例の中、また整理ということでお話をさせていただきました。

市としては、こういった事案に対しまして、問題点が非常に多い、でも入れていかないと、いろいろな補助事業が取り込めないということもありますので、まずこの事務の煩雑さにつきましては、県庁等々にも事務を煩雑にしない方法をお願いしたいということで、ずっとお願いは続けております。

例えば、円滑化事業の更新の時期にあわせまして、それと同様の手続でそのまま中間管理事業へスライドできないかとか、そういった話し合いは常にさせていただいております、なかなかいい回答は得られないという状況になっております。

ただ、今後、こういったことを進めていかないと、地域として補助の取り込みがなかなかできないということもありますので、ぜひ農業委員会の皆様とも協力しながら、推進できるような体制をしいていきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの松村主査の話の中で、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。
伊藤さん、お願いします。

伊藤委員 中間管理事業の関係ですけれども、こういうの、所有者から公社は原則5年または10年とありますけれども、今まで10年ということで進めていたわけですけれども、5年でもいいということですか、これ。
それと、もう一つ、内田の場合で、中間管理事業のほうへ移行したわけですけれども、どうしてもやめたいという人が1軒出たんですけれども、前にちょっと話したんですけれども、協力金の返還の関係とか、そういうのがあるかないか、もう一度お願いしたいと思います。

議長 松村主査。

松村（農政課） すみません、いろいろ難しいところもあるんですけれども、返還金については、まず規定の中にありますので、返還金は生じる可能性が高いということになります。
あと、10年の部分については、一部改正をされまして、5年という考え方も今、出てきておりますので、5年でやられる場合でも、対応ができるというような状況になっております。
以上です。

議長 いいですか。ありがとうございます。
ほかに何かありますか。
板花補佐。

板花局長補佐 まず、中間管理事業を推進していかなければいけないということで、農政課と農業委員会事務局のほうで今、話し合っているところではございますけれども、もし了解が得られれば、来月の定例会、5月の定例会で、大変現場でご苦労された内田の営農の関係の方をぜひお招きして、あるいは当時のJAの担当の課長さん等をお招きしまして、現場で苦労された、こういうところに力を入れて推進したんだという生の声を農業委員会の中で報告といいますか、ご説明いただくような機会を設ければいいかなんていうふうにと農政課とも相談して、考えているところでございます。
もしそういうことでよろしければ、来月の定例会でそんな段取りを組んでいきたいと思いますが、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 今、補佐からそんな提案ございましたが、どうですかね。研修をいただくということでご承知をいただきたいと思います。

常任会議員会議でこの中間管理機構の問題につきましても、特にまた私、発言をさせていただきまして、いろいろ申し上げているんですが、荒廃地の解消、あるいはまたそういうところに対しまして、中間管理事業でどうしても手の届かないところがありますし、なかなかこの辺のところの条件が即変わっていかないというようなどころがありまして、その辺を県の担当者も検討しながら努力するというふうな、そういう答えしか返ってこない場合もありますが、先ほど冒頭言いましたように、できるだけそういった立場で申し上げて、改善をしていただくようにまたやっていきたいというふうに思います。

これで研修を終了いたします。

農政課の皆さん、大変お忙しいところ、ありがとうございました。

以上で本日用意をいたしました案件は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして4月の委員協議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 42番

議事録署名人 43番

平成29年4月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年4月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年4月28日(金) 午後3時15分から午後4時21分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 19人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 1人 13番 百瀬 道雄
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 1番 森田 大樹 委員
2番 青木 秀夫 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第1号
- (イ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第2号～6号
- (ウ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第7号～9号
- (エ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第10号

(2) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 非農地証明の交付状況の件
- (ウ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (エ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (オ) 農地法第4条の規定による届出受理の件
- (カ) 農地法第5条の規定による届出受理の件
- (キ) 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) その他

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介について

| | | | | | |
|----|------|--------------|---|---|-------|
| 10 | 出席職員 | 農業委員会事務局 | 係 | 長 | 齋藤 信幸 |
| | | 〃 | 主 | 査 | 長田由紀子 |
| | | 〃 | | 〃 | 大内 直樹 |
| | | 〃 | 技 | 師 | 阪本 考司 |
| | | 農林部農政課 担い手担当 | 主 | 事 | 古田 和之 |

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第1号の農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

なお、本件は農地法第5条の規定による許可申請案件と関係がありますので、関係する議案番号第6号も含めて説明及び質疑等をお願いし、議案番号6号は後ほど説明及び質疑を省略し、集約のみ行いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

長田主査、お願いします。

長田主査

それでは、議案書の2ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号第1号と農地法第5条による許可申請承認の件、第6号について

は、同時申請の案件ですので、あわせて説明します。

農業経営者、〇〇〇〇のお子さん、〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築するための一連の申請となります。

議案番号第1号、入山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが入山辺〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況、畑、204平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。経営者は〇〇〇〇さん、経営面積は2.318平米です。都計法省令第60条証明申請中です。なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は257.61平米です。また、既存の農家住宅の敷地面積は521.26平米です。農振除外が平成29年1月31日にされています。農地区分につきましては、入山辺出張所から300メートル以内に位置しており、第3種農地となるため、原則許可となります。

あわせて4ページをごらんください。

議案番号第6号、入山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します入山辺〇〇〇〇ー〇、地目、台帳・田、現況・畑、204平米に松原にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分は、先ほど説明のとおりです。

なお、この4条の案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、1件、1筆、204平米になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案番号第1号ですが、先ほど申し上げたとおり、本件は議案番号6号との関係がりますので、あわせて意見をお願いいたします。

それでは、まず地元の委員さんとして、入山辺ですので、百瀬委員さんですが、本日は欠席でございますので、事務局からお願いいたします。

長田主査

それでは、百瀬委員から報告いただいておりますので、こちらでご報告したいと思います。

場所は、JA松本ハイランド入山辺支所の近く。東と北は道路に面していて、西側には〇〇さんの宅地のため、周辺の農地への影響がなく、後継者が入山辺に戻って家を建てるということなので、よろしく申し上げますということでございます。お願いします。

議 長

それでは、続きまして現地調査をしていただいた委員さんのご意見をお願いします。

太田委員

あの写真で見える上の道路が北側の道路で、写真には写っていないんですけども、その写真で言えば下側に道路があって、その道路の向かいが入山辺支所、それでその土地のはす向いが入山辺出張所ということで、今、〇〇さんが事務局のほうに頼んでご説明のとおり、問題ないと思いますので、採決をお願いしたいと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第1号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第2号から6号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程いたします。
なお、議案番号6号につきましては、先ほど質疑が終了しておりますので、集約のみ行います。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
長田主査、お願いいたします。

長田主査 それでは、議案書の3ページをお願いします。
農地法5条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第2号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島立〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、177平米に島立にあります〇〇〇〇〇株式会社が隣接する工事に伴う工事用の仮設事務所及び駐車場として一時転用する申請です。賃貸借権の設定を行います。一時転用期間は、許可日から平成29年12月20日までです。農振農用地で、農政課とは協議済みです。立地基準は、農地法施行令4条第1項第1号、一時転用であり、農振計画に支障のないものに該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第3号、和田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します和田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、1.56平米外1筆、合計48.56平米を和田にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。所有権移転を行います。都計法第29条許可申請中です。隣接する宅地で一体で利用し、一体利用面積は275.16平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は農地法施行令第11条1項2の2、隣接する農地と一体利用し、かつ面積が3分の1を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第4号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します今井〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、495平米を今井にあります株式会社〇〇〇が資材置き場及び駐車場を新設する申請です。賃貸借権の設定を行います。隣接する宅地と一体利用し、一体利用面積は690.64平米です。白地農地です。農地区分につきましては、10ヘクタ

ール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準については、農地法施行規則33条の4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第5号、平田西にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します平田西1丁目〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、353平米を平田西にあります〇〇〇〇〇〇が駐車場を新設する申請です。使用貸借権の設定を行います。白地の農地です。農地区分につきましては、JR平田駅から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当します。立地基準は、農地法第5条第2項の2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

議案番号第6号は、先ほど説明しましたので、割愛します。

なお、各案件については、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、5件、6筆、1,277.56平米になります。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、初めに議案番号第2号について審査をお願いするわけですが、委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山(敏)委員退席)

議 長

それでは、審議に入ります。

それでは、まず地元の委員さんの意見を申し上げます。島立でございますので、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員

これは、場所的には〇〇〇〇〇〇ですかね、その敷地内みたいなところで、あの裏側になるわけですが、現在も駐車場として一円を利用している、あるいは〇〇の建物として利用しているすぐ隣のところで、周りに及ぼす影響というのは全くないということで、現在、水利等もそこは使っていないというような場所であって、周りの影響は全くないということで、この関係には問題ないというふうに思います。

議 長

それでは、次に現地調査をしていただきました委員の意見を申し上げます。太田委員さん、お願いいたします。

太田委員

今の上條委員さんがご説明のとおり、補足することはございません。問題ないと思います。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、申し上げます。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第2号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、丸山委員さん、お入りください。

(丸山(敏)委員入室)

議長 それでは、続きまして、議案番号の第3号につきまして、地元の委員さんの意見をお願いしますということで、和田でございますので、赤羽代理、お願いします。

赤羽(隆)委員 この場所は、和田の〇〇があるんですけども、そこから南へ300メートルくらい行ったところから西へ入ったところ。今、正面に写っているうちが〇〇さんの家ですね。左に車がとめてあるんですけども、ここには昔何か建物があつたところを利用するみたいで、その面積が足りない。この右側の今、赤く印のところ、ここが対象農地ということで、ここを拡幅して、左側の車のところと一体で使わないと、家が狭くて建たらない。今、写真撮っている手前にも家があつて、住宅と住宅の間です。左側のほうは道路があるというような形ですので、この右側は、せんぜい畑をやっているような程度のもので、周りに与える影響というのはないと思います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さんの意見ということで、太田委員さん、お願いします。

太田委員 場所を見せてもらったんですけども、本当に幅2メートルか3メートルくらいで、奥行きが10メートルか15メートルくらいのところで、全く問題ないかなと思います。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第3号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第4号でございます。地元の委員さんの意見ということで、今井でございますので、上條英一郎委員さん、お願いいたします。

上條（英）委員 場所は、今井の中心地区の東側のところの集落の中にあります。見ていただいているとおり、集落の中の白地の農地でございます、そこへ〇〇〇〇さんの娘婿の〇〇〇〇さんが経営する会社が、資材置き場兼駐車場として賃貸借を受けるというような案件でございます。
周辺は、見ていただければ、先ほど言いましたように、農地がほとんどないところで、集落だけなものですから、そこに資材置き場、駐車場としても、周りに迷惑をかけるような形にはならないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん。上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 今説明いただいた内容のとおりですので、ちょっと左側のところに白くなっているあれを道路として利用して、奥の右奥に畑があるんですが、そこへ入れる道路として利用したいということもあわせて言っていたようですので、お願いをしたいと思います。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
本件について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案第5号でございます。平田でございますので、私のほうから地元の意見としてお伝えいたします。

先日、23日、24日だったか、芳川の窪田委員さんと行ってまいりました。

この写真で見るとちょっとあれですが、場所的には、今度できた新しい平田の駅の北北西ですね。300メートルくらいのところに〇〇〇〇という〇〇さんがありますが、その〇〇さんのすぐ、どう言えばいいかな。この今の右の奥のほうに〇〇がありまして、現在、建てかえ中で、基礎工事を一生懸命やっておりました。その〇〇から〇〇のすぐわきに農地がございまして、持ち主は〇〇さんですね。もう周りは住宅地に囲まれており、たまたまここだけ農地であり、ここなら駐車場にしても、ほかに迷惑かけることもないし、いいんじゃないかというふうに私は見てまいりました。よろしくをお願いします。

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、それじゃ上條委員さん、お願いします。

上條（萬）委員 今、部会長説明いただきましたように、左下の三角のところにちょっと見えますが、そのこのところが〇〇で、それから東のほうへ〇〇がずっと続いていて、石の見えるところの奥です。

それで、今の写真の真正面の奥に林とか木が見えますが、あそこも〇〇の土地であり、申請地は囲まれたようなところですよ。ですから、問題はないだろうということを見てまいりましたので、お願いします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、それじゃお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでございますので、それじゃ集約をしたいと思います。
議案番号第5号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第6号でございますが、既に説明、それから質問、質疑等を終了しておりますから、直ちに集約していきたいと思っております。

議案番号第6号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

それでは、続きまして報告事項に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。
大内主査、お願いいたします。

大内主査

それでは、議案5ページから報告事項です。全て書類等完備しておりましたので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしくお願ひします。

まず、5ページ、(1)現況証明の交付状況の件、1件です。6ページ、(2)非農地証明の交付状況の件、3件です。7ページから10ページ、(3)農地法18条第6項の規定による合意解約通知、24件です。続きまして、11ページから13ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、24件です。14ページ、(5)農地法第4条の規定による届出受理の件、3件です。15ページから16ページ、(6)農地法第5条の規定による届出受理の件、12件でございます。最後に、17ページ、(7)農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1軒です。
以上報告します。よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの報告につきまして質問等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ないようでございますので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご了解いただいたと存じます。

それでは、続きましてその他ということで、お願いいたします。

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介についての事務局から説明を求めます。

齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長

それでは、議案書の最後、18ページをお願いいたします。

昨年島内の中で和解の仲介ということでありました。その和解の仲介がこの4月14日に全て終了しましたので、部会で報告をさせていただいて、和解の仲介を務めていただいた3名の委員の解任をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、事件の概要でございます。

平成28年仲介第1号、水路進入路確認請求事件ということで、島内〇〇〇〇-〇番地先、出入り口の地番になります。

申立人が島内在住の女性です。申立日が28年7月22日付で農業委員会事務局に申立書が提出されたものでございます。

被申立人につきましては、同じく島内在住の男性の方でございます。

申立内容でございますけれども、被申立人が所有水田に隣接する公衆用道路、赤線の一部を削って耕作してしまったため、申立人が所有する水田への出入りに支障を来したということでございます。

2番の経過でございます。

まず、28年7月22日に申立人より和解の仲介申立書を受理しました。

8月31日、この8月の定例農地部会にて和解の仲介について決定し、仲介人3名の任命を行いました。

9月6日、当事者、長野県知事あてに和解の仲介に伴う開始通知を事務局で提出しました。

9月8日に両者からの事情聴取ということで、島内公民館でそれぞれの方から事情をお聞きしました。

12月12日、公衆用道路の説明・確認ということで、現地には赤線が存在する旨の説明をし、両者に確認をとったものでございます。

12月22日、和解条項の骨子案を提示、島内公民館で両者に確認をしていただいたものでございます。

29年2月24日、和解条項にかかわる両者の主張ということで、こちらで案を出したものに対して、両者から意見を伺ったところでございます。

県とも調整しながら、和解条項の関係で整理をしまして、この4月14日、和解条項によって、現場にて赤線の暫定的な位置を両者立ち会いのもと、行いました。

赤線決定後、島内公民館にて調書の作成を行い、それぞれから署名、捺印していただき和解が成立しましたので、4月17日付で県知事に通知をしてございます。

以上報告し、本日をもって仲介人の菅野委員、小沢委員、河野委員の解任ということになりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして何かございましたら、お願いいたします。

小沢委員さん、それから菅野委員さん、もし何かありましたら。

小沢委員

場所は決定しましたが、それは要するにあくまでも仮の線を出したもので、本当は実際の赤線もこういうふうに斜めだもんですから、面積をしっかりと出してくると、もうちょっと変わってくるかもしれませんが、通れるということで、向こうも何とか納得したようですけれども、それでも、将来的には、きちっとやったほうが良いという話だけはしておきました。

議 長

菅野さん、もし何かありましたら。

菅野委員

もともと水路のところに赤線がついているということは承知していたんだよね。両方とも承知していたわけ。ところが、赤線が自分の小さい三角の部分を残した中に赤線自体あって。公図自体はその赤線を取って、これをここに付けてあるはずのやつまで削っているんだよね。それで、お互いがもうあること知っているもので、それじゃこの水路の中心から、前の赤線の幅と水路敷の幅を合わせたものをここへつけますよということで了解してもらって、成立したわけ。

それで、もしやるなら、この赤線も、本来だったら、測量士に頼んで、本当の面積をこっちへ持ってきてつけてましたよというその書類的なものはやればいいんだけど、それまでやるかどうかちょっとわからないけれども、したほうがいいですよという説明だけは。

議長 どうですか、ほかの委員さんでもし聞きたいことがあったら。

[質問、意見なし]

議長 それじゃないようでございます。
それじゃ、菅野委員さんと小沢委員さん、河野委員さんご苦勞さまでございました。大変お疲れさまでございました。
次に来月の日程について、事務局からお願いいたします。

阪本技師 それでは、次回の農地部会の予定でございますが、5月31日水曜日、15時から東41会議室、こちらの少し先の部屋になりますが、そちらで行いますので、よろしくをお願いいたします。
また、次回の農地転用現地調査予定ですが、5月19日の金曜日でございます、予定では赤羽代理と上條英一郎さんですが、ご予約はいかがですか。

上條（英）委員 19ですね。

阪本技師 はい。

上條（英）委員 19はあいている。

阪本技師 よろしく申し上げます。

議長 お二人の委員さん、お願いいたします。
それでは、しばらく休憩いたします。

岡村委員 いいですか、1点、学習の意味でお聞きして。
11ページと12ページのこの3条の3第1項という届け出ですけれども、時効取得は何年で時効取得だったですかね。

議長 はい、どうぞ長田主査。

長田主査 すみません、私が一番関係していたので、説明させていただきたいと思えます。
まず、時効取得というのは、基本的に20年以上ということのようです。
この〇〇さんと〇〇さんの関係につきましては、お互いがずっと使っていた用地が、公図でとってみたら、逆だったということがわかったというこ

とで、今回相談がありまして、そういう形で、それぞれ時効取得をしたかどうかということで法務局と相談して、申請をしたようですので、お伝えいたします。

岡村委員 まれなケースだね、これ。

(休 憩)

議 長 それでは議事を再開します。
議案書の別冊をごらんください、議案番号第7号でございますが、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託してございますので、農地部会ではその審査報告により決定するものでございます。
農振部会長よりの内容の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 大変お待たせしました。
先ほど開催されました農業振興部会において、議案第7号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、ご報告いたします。
別冊の12ページをごらんください。
一般分については、128筆、22万6,188平米で、内訳は、貸し付け72人、借り入れが38人でありました。円滑化事業分は、187筆、31万8,695平米で、内訳は、貸し付けが118人、借り入れが81人でありました。経営移譲は、17筆、9,309平米でありました。所有権の移転は、4筆、4,723平米でありました。第18条2項6号関係は、19筆、2万3,887平米でありました。中間管理権の設定は、66筆、8万5,142平米でありました。
以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。
議案番号第7号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。
続きまして、議案番号第8号でございます。農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 同様に農業振興部会において、議案第8号の農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。別冊13ページをごらんください。

円滑化事業分は、1筆、730平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1人でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第8号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。

では、続きまして、議案番号第9号について、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いするわけですが、委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、森田委員には退室をお願いいたします。

(森田委員退室)

議長 それでは、振興部会長、お願いいたします。

田中農業振興部会長 同様に農業振興部会において、議案第9号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。別冊の13ページをごらんください。

一般分については、1筆、3,225平米で、内訳は、貸し付けが1人、借り入れが1人でありました。円滑化事業分は、4筆、8,282平米で、内訳は、貸し付けが2名、借り入れが1名でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第9号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
森田委員は入室をしてください。

(森田委員入室)

議長 それでは、続きまして、議案番号第10号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

本件は農業振興部に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 同じく農業振興部会において、議案第10号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、ご報告いたします。

別冊14ページをごらんください。

農用地利用配分については、67筆、8万3,344平米でありました。以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。

議案番号第10号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 _____

議事録署名人 1 番 _____

議事録署名人 2 番 _____

平成 2 9 年 4 月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年4月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年4月28日（金）午後3時16分から午後4時03分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 28人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 0人
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就

任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 15番 上内 佳朋 委員
16番 細田 範良 委員
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 報告事項

- (1) 平成29年度農作業・農業機械標準作業料金について

11 その他

- (1) 平成29年度市長意見書作成について

| | | | |
|---------|----------|------|-------|
| 12 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局長補佐 | 板花 賢治 |
| | 〃 | 主 事 | 青柳 和幸 |
| | 農 政 課 | 主 査 | 松村 豪治 |
| | 〃 | 主 事 | 古田 和之 |
| | 西部農林課 | 主 査 | 上條 裕之 |

13 会議の概要

議 長

それでは、初めに協議事項項1、農用地利用集積計画の事前内容審査にですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第7号から議案第9号について審査を行うものです。

初めに、利用集積計画に載っている新規就農者についての説明を事務局からお願いします。その後、農政課から一括して説明をお願いします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、新規就農者について、まずご報告をさせていただきます。

議案の一番最後のページ、19ページをごらんください。

今月の利用集積計画等によっております新規就農者、2名いらっしゃいますので、それぞれご報告させていただきます。

まず、整理番号1番、〇〇〇〇〇様、ご住所は神林となりまして、取得された農地の地区につきましては入山辺となります。栽培予定はブドウを予定しておりまして、経営規模52アールということで予定しておりますので、お願いします。

就農の目的につきましては、農産物出荷等を行う営農ということで行うご予定でして、今後規模拡大を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、〇〇〇様でございますけれども、既に塩尻で4年ほど営農をされているということでお話をちょうだいしております。

また、今回、入山辺の農地の取得に当たりますのは、所有者の方が〇〇〇様の知人ということで、そういった関係から権利取得に至ったということですので、お願いいたします。

〇〇〇様の農地の利用権等につきましては、議案6ページの55番、56番及び16ページの11番が該当いたしますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、整理番号2番、〇〇〇〇様になります。住所地区、旧市となっておりますけれども、具体的には開智になります。また、農地の地区につきましては、四賀とありますが、こちら、会田となりますので、よろしくをお願いいたします。

栽培予定品目につきましては、水稻と野菜予定しております、経営規模17アールをご予定ということでお伺いしております。

就農目的につきましては、自家消費を中心とした農業をご予定ということでお伺いいたします。

なお、〇〇様でございますけれども、農業法人に勤務ということで、〇〇〇〇にお勤めでございます。利用権取得においては、〇〇〇〇からお話があって、今回農地を取得されたということで経過を伺っております。

〇〇様の議案につきましては、2ページ、34番でございますので、よろしくをお願いいたします。

では、新規就農者につきましてはの説明は以上となります。

議 長

それでは、農政課から一括してお願いいたします。
古田さん。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田です。今年度も引き続きよろしくお願いいたしません。

では、着座にて説明のほうを進めさせていただきます。

それでは、1ページごらんください。

協議事項1、議案第7号、農用地利用集積計画の事前内容審査、こちら、今月から特記事項と事前に質問をいただいた場合は、質問、訂正を行って、合計欄のみの読み上げとさせていただきます。

それでは、読み上げのほうを進めさせていただきます。

利用権設定関係、一般分です。

2ページをごらんください。

34番になります。先ほど青柳さんから説明があったかと思いますが、会田の3筆、こちらを開智の〇〇〇〇さんに賃借権の設定となっております。こちら、新規就農者ということで、お願いします。

では、3ページに移りまして、一般分の合計です。3ページ、一般分の合計、下ですね。下に行きまして、一般分の合計。合計の筆数が128筆、合計の面積が22万6,188平米、認定農業者への集積ですが、集積が

第18条2項6号関係の合計です。合計の筆数が19筆、管理面積の合計が2万3,887平米となっております。

第18条2項6号のうち認定農業者への集積が2筆、面積が3,976平米、集積率が16.659%となっております。

では、ページをおめくりください。

農地中間管理権の設定関係でございます。

こちらは、次のページ、11ページをごらんください。

特記事項としまして、29番、こちら、里山辺の3筆になりますが、備考欄に書きましたが、農地管理事業と言いまして、こちら、今年度から公社が始めた事業になりますが、借り手が見つからない農地について、最長2年間保全管理をして、その間に借り手を確保して貸し出すというような事業になっております。管理費については、開発公社、中間管理機構が負担をし、2年間で保全をしながら借り手を見つける。2年間で見つからない場合は、事業が中止となるというような内容になっております。

中間管理事業の実務を行っているJAが公社に申請をし、松本市からもできるんですが、今回の案件については、JAが公社に申請をし、事業対象となったものになっております。

この事業ですが、事前に公社と協議をして決定するものです。公社としては、徐々に進めていく予定の事業ということで、問い合わせをして、確認をとれております。

29番の説明については以上です。

では、ページをおめくりください。

農地中間管理権の設定、合計です。合計の筆数が66筆、合計の管理面積が8万5,142平米となっております。

では、下に移りまして、全体の合計です。全体の合計面積が66万7,944平米、貸付人が234名、借入人が125名、合計の筆数が421筆となっております。

下に移りまして、全体のうち認定農業者への集積です。合計が169筆、合計の面積が32万3,832平米、集積率が56.94%となっております。

では、ページ移りまして、13ページをごらんください。

協議事項1、議案第8号 農用地利用集積計画の事前内容審査、円滑化事業分です。合計が1筆、管理面積が730平米、認定農業者の集積はゼロ%です。

続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画の事前内容審査、一般分です。1筆のみ、3,225平米、認定農業者への集積は100%です。

下に移りまして、円滑化事業分です。合計が4筆、管理面積が8,282平米、認定農業者への集積が100%です。

下に行きまして、両方合わせた合計です。合計の面積が1万1,507平米、貸付人3名、借入人2名、筆数の合計が5筆となっております。

協議事項1については以上です。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの説明について、地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、ほかの委員の方で質問、意見等ありましたら、お願いしたいと
思います。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第7号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告す
ることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第7号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、
農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第8号について、原案どおり決定すべきものとして農地
部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第8号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、
農地部会にて報告することといたします。
続きまして、議案第9号について、原案どおり決定すべきものとして農地
部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第9号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、
農地部会にて報告することといたします。
続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査について
ですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第10号に
ついて審査を行うものです。
それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。
古田主事。

古田（農政課） それでは、協議事項２、議案第１０号に移りたいと思います。
ページの１４ページをごらんください。
農用地利用配分計画案の事前内容審査（農地中間管理権設定関係）でございます。
隣のページ、１６ページをごらんください。
こちら、特記事項といたしまして、番号の１１番になります。こちら、備考欄に書きましたが、既に集積計画のほうに出ている農地になります。中間管理権の設定については、上２筆が平成２９年２月１日に機構へ貸し出しが終了しているもの、下の２筆が平成２８年３月１日に機構への集積が完了しているものでございます。今回新たに借り手が確定し、配分となった４筆になっております。
合計です。合計が、下の合計欄ですね。合計の面積が８万３，３４４平米、貸付人１名、借入人が１１名、合計の筆数が６７筆となっております。
このうち認定農業者への集積です。合計の筆数が６３筆、面積が８万６８１平米、集積率が９７％となっております。
協議事項２については以上です。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの説明について、地元委員の方から補足等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ほかの委員の方でご意見、ご質問あったら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案第１０号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第１０号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。
すみません、上條主査、先ほどのクリの経営者はどこの人ですか、お願いします。

上條（農政課） 住所は同じで、三郷小倉の〇〇〇〇さんです。

議長 すみません、ありがとうございます。

ここで農政課の皆様は退席となります。
ありがとうございました。

(農政課退席)

議 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項 1、平成 29 年度農作業・農業機械標準作業料金について、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

では、報告事項といたしまして、平成 29 年度の農作業・農業機械の標準作業料金につきまして、事務局の青柳から説明させていただきます。

本日、部会の開始直前にお配りさせていただきましたホチキス留め 2 枚の表がございますので、そちらをご覧になっていただければと存じます。

まず初めに、こちらの農作業料金につきまして、3 J Aからお預かりしているんですけども、松本ハイランド農協分が、5 月 10 日に正式な発表をするということにして、それまでは外部に出さないでいただきたいということでお話をいただいております。ですので、松本ハイランド分の農作業料金の表につきましては、来月、5 月の農振部会におきまして改めて報告させていただきますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

では、今回お配りしました 2 枚、松本市農協と、あづみ農協の分の料金につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、J A松本市の料金になりますが、こちら、平成 28 年度と全て変更なしということでお伺いしておりますので、内容の確認だけいただければと思います。お願いします。

なお、表の中、括弧のついていない金額とついていない金額がありますが、ついていない金額が税込み額、括弧のついていない金額が税抜き額となりますので、よろしくようお願いいたします。

それから、J Aあづみの料金表になりますけれども、こちらについても、大部分変更はございませんが、1 カ所、防除作業のうちのスピードプレイヤーについて、標準金額が昨年度と比較して変更がございますので、報告させていただきます。

昨年度、こちらの金額 6, 100 円となっておりますが、29 年度は 8, 000 円ということで、値上がりしております。1, 900 円値上がりということですので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

そのほかの部分についての変更はございませんので、お願いいたします。

なお、こちらの金額につきましては、下の注にありますとおり、消費税は内税として含まれているということで、税込み金額となりますので、よろしくようお願いいたします。

では、簡単ですが、報告事項とさせていただきます。

議長 お疲れさまでした。
これについて、皆さん何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、よろしいですね。これはそれぞれ組織の中から出てきたものの追認ということですので、お願いしたいと思います。

じゃ、ハイランドは次回の農振部会に出てくるようですので、お願いしたいと思います。

それでは、以上で議事を終了いたしますけれども、そのほかで何か皆さんのほうでありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、平成29年度市長意見書の作成についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

すみません、これからまた4月、取りまとめに入るわけですが、少しくどいようで恐縮ですが、もう一回去年の市長意見書の関係の振り返りと、それから2月22日に行いました長野市の農業施策についての懇談会をやったわけですが、その比較表ということで、若干説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、市長意見書、昨年度の関係でございます。

目次を見ていただくと、多様な担い手に対する支援と農地を保全し活用するためにということで、1-1、「農ある暮らし」と結びつけた中山間地域への定住の促進、それから1-2、新たな市民農園制度の創設と開設支援というところにつきましては、いかに遊んでいる農地をうまく活用していくかというところで、1つは、新規就農者を呼び込むための施策、空き家の活用ということで1つ意見を出し、もう一つは、市民農園制度の活用はどうかということで意見を出したところでございます。

こちらの2点をまとめまして、農業委員会と農政課の取り組みとしまして、農業委員会では、579筆、38.7ヘクタールということでA分類農地を主体に指定したわけですが、こちらの指定遊休農地について、農地を取得する際、面積要件を撤廃しました。現行の下限面積未満でも農地の取得が可能になったということで、4月からそういう形になっておりますし、都度指定ということで、遊休農地のおそれのある農地、空き家と一体となった農地をその都度その都度網をかけて、面積要件がない中で取得できるような仕組みをつくったということでございます。あと農政課の経営基盤強化促進法に基づく利用権、つまり貸借の関係では、もう下限面積要件一切撤廃して、本当に面積要件なしで、誰でも貸し借りであれば農

地を借りられるようにしたというのがこの2月からでございます。

農政課、農業委員会ともに農地の有効利用、遊休農地を減らすというような取り組みで進めてきたところでございます。

市長意見書に対する回答としては、特に予算的な前進は見られなかったわけでございます。ただ、市民農園制度については、例えば商工会議所の会合等を通じて、そういうようなニーズがあるのかということも把握してみたいという回答が農政課からあったところでございます。

続きまして、農地と人の関係の3つ目が、多様化する担い手への支援ということで意見書を出してございます。5ページ、6ページの関係でございますけれども、農家子弟の就農後押しとか、いわゆる定年帰農者の新たな支援制度の創設を求めたり、認定農業者支援事業というのが終期設定がある中で、新たな展開をとということ。また(5)では女性農業者の育成ということも求めてきたところでございます。

6ページのメモ欄にあるとおり、認定農業者支援事業については、その後のリニューアルした事業ということで、未来を担う農業経営者支援事業が新たに始まるということになりました。中山間地域の担い手とか女性の担い手が活用しやすい事業にモデルチェンジしたところでございます。

あと、その下の農家子弟の就農支援の関係は、イにあるとおり、県内他市の実施状況等を調査、また事業効果を検証しまして、単独事業の創設の可否について判断していくという回答が来たところでございます。

続きまして、2本目の柱、販売促進の関係です。2つほど出しております。物産センターの建設による松本地域の農畜産物の総合的な情報発信が7ページ、8ページにございますけれども、多様性のある松本でいろいろなものが生産されている中で、そういったものをまとめて総合的かつ効果的にアピールできないかというところで、物産センターはどうかという提案でございました。特に前進ある回答はなかったんですが、これまでの取り組みを引き続き進めていく、と。トップセールスや消費宣伝活動とか、地産地消の推進とか、機能性表示による優位性のアピールというこれまでの取り組みを引き続き継続的にやっていくことが、結果的に大きな花を咲かせるんじゃないかという回答でございました。

最後、9ページ、10ページ、他産業との連携によるマーケティングの推進ということで、商工業者や企業との連携、そういう視点からの新たなマーケティングというのはどうかという提案でございましたけれども、引き続き6次産業化支援事業というのがあって、それに組み込んでいくということで、特に新たな回答はなかったというのが、振り返りとしまして、去年の意見書の内容でございます。

続きまして、長野市の農業振興施策ということで、3月の定例会では十分な説明時間もとれなかったのもう一回確認をお願いしたいと思います。

1ページについては、見ていただければと思います。基本的な事項を押さえていただくということでございます。

2ページ、3ページ、こちらは人や組織の関係の比較でございます。松本市と長野市の比較ということで、いろいろな職員的な充実、制度的な充実

が比較の中で、長野市のほうはかなり充実しているという印象を受けます。

地域おこし協力隊員という国の制度では、長野市25人ですが、松本市はどちらかというと地域づくりインターンシップの制度ということで、市と学生が雇用契約を結んだ独自の人の活用策を進めているということだと思います。

それから、地域きらめき隊員というものがあって、これは市職員だということで、支所長補佐とか、地域活動支援課の課長補佐28人を任命して、3ページが一番上の一支所一モデル事業とリンクしながら、それぞれの支所で元気になる活動を行っているということです。

一支所一モデル事業（地域発きらめき事業）というのが長野市にはあり、農業関係では、杏子のスイーツだとか、ジビエ、田舎暮らし体験、移住者農業体験、サフォーク等々ございます。若穂地区というところのジビエ振興は、274万円の予算があるというようなことで、関係資料を見ていただければと思いますし、松本の場合は、内容によっては6次産業化支援事業で拾えるような事業もあるということだと思います。杏子スイーツということもあって、6次産業化支援事業で拾えるものもあるんじゃないかということだと思います。

あと、その下、長野市やまざと支援交付金、こちらは農政課の関係ではなくて、地域活動支援課、松本でいくと地域づくり課の所管になるということで、それぞれの地区で交付金が出ている中で、農林業関係の活動事例もあるということだと思います。松本も長野も似たような制度は設けているということだと思います。

続きまして、4ページ、5ページの関係でございます。

やはり地域活動支援課、地域づくり課の所管のそういう補助金としまして、長野市はやまざとビジネス支援補助金というようなものがございます。こちらは、中山間地域13地区を対象としております。松本市地域振興事業補助金は、これは中山間地域に特化するものではなくて、どこの地区でも対象になるものでございます。

長野市は、交付対象者は継続的に責任を持ってビジネスを実施できる個人または団体となっております。松本市は、補助金交付対象者は地区関係団体、NPO、企業となっておりますが、下のほうに応募要件があります。松本市は、町会連合会、緩やかな協議体の推薦を得た事業であると。ある程度公的なものが対象になってくるということではないかと思います。長野市は、中山間地域の地域資源（人・物・自然等）を活用し、5年以上継続して展開することができる事業で、活動拠点が中山間地域内にある事業ということだと思います。個人や団体で中山間地域を元気にする取り組みだったら、補助金をつけるという考え方でしょうか。

あと、特徴的なところとしましては、5ページの2段目です。長野市は地域奨励作物支援事業というのがあって、遊休荒廃農地の防止とか地産地消の推進という目的で、小麦、大豆、ソバ、枝豆の栽培で奨励金を交付している。経営安定対策の交付金とは別のもので、市単の補助金ということで、中山間地域では、ソバ、キロ当たり150円、大豆だったら220円とい

うことで、ちょっと平地とは差をつけている、2倍の補助金を出しているというような内容でございました。

それから、続きまして6ページ、7ページご覧ください。

農地流動化助成金、松本版でいきますと、土地利用型経営規模拡大奨励金ということで、ここら辺も、それぞれちょっと両市の考え方は違うと。長野市は、中山間地域という視点であったり、遊休荒廃農地の解消という視点がこの交付金、助成金に盛り込まれているわけでございます。ですので、黒ポツの3つ目、中山間地域は平地より10アール当たり1,000円加算している。また、4つ目の黒ポツ、耕作放棄地は一般農地より2,000円加算しているということでございます。

ただ、いろいろな条件があって、3年以上の賃貸借の借り手、それから、更新時は対象外、また平地は年間40アール以上の借入者に限定しているとか、いろいろな要件があって、3年以上6年未満の場合だったら、そこにごらんとおりの10アール当たりの補助金額でございます。また、基本的には1回しかもらえないということです。ただ、中山間地域は加算措置がとられているというところが特色かと思えます。

対する松本については、1年以上の利用権設定で、担い手、いわゆる認定農業者であれば、毎年もらえると。毎年継続して契約が続いている限り、10アール3,000円はもらえるということで、28年度総額5,100万円の支出があるということございまして、認定農業者の農業継続の中では、かなりの補助金額になっていると考えられるところでございます。

あと、2行目、長野市移住者起業支援金というものがあって、起業に対して、人口増推進課というところで補助金を設けていて、起業支援ということで、市内に移住して起業する50歳未満の方に起業に係る初期費用を支援すると。農業の場合、6次産業化する場合のみ対象だということをお聞きしましたけれども、28年度の実績は8件で750万円出ている。29年度予算は1,000万円確保していて、100万円を限度に10分の10交付率があるということで、かなり思い切った支援措置があるのかなと。

参考として、松本市には6次産業化支援事業があるとのことでございます。

あと、その下、7ページ、奈川地区では、特産品ブランド化推進事業とか、奈川産食材推進ブランド化推進事業ということで、西部農林課所管の独自の補助金でブランド開発、特産品開発に取り組んでいるということをご承知おきいただければと思います。

続きまして、最後、8ページ、9ページ、新規就農支援施策の関係でございます。長野市と松本市の違いでございます。

長野市は、新規就農者、2階建てになっているということで、(1)と(2)、(1)が研修費助成の部分、(2)が営農資金助成の部分ということで、(1)は、条件は県の農業大学校と、今のところ県の新規就農里親制度に登録している里親農家で研修を受けようとする者と、この二パターンで、時間的には、年間1,200時間以上研修を受ける者に限定ということですがけれども、新規参入者のほか、農家子弟も月額最大10万円、最長2年間助成ということです。ただ、米印のところ、基本は2.5万

円なんだけれども、県の農業担い手育成基金から研修費助成を受けてない者は4万円を加算と。研修のため住居を新たに必要とする者は、さらに3.5万円を加算という形になっているということです。

(2) 営農資金助成、就農してから軌道に乗るまでの2年間助成と。新規参入者は10万円だけれども、農家子弟も月額5万円助成を受けられるということで、いきなり、(1)なくして(2)から助成がスタートされるというケースもあると。つまり、農業大学校や里親を卒業して新規就農した場合、いきなり(2)で助成を受けることもできるということだそうです。

松本市の事業は、農協とタイアップした新規就農者育成対策事業、3名ほど枠があるようでございますが、3年間しっかりと研修する。定着率は高いと聞いております。

また、新規就農者支援事業というものが下にありますが、これは待っている方がかなり多く、枠が基本的に少ないので、そこら辺がネックかとは思いますが。両市でいろいろな一長一短あるわけでございますけれども、長野市のこういう施策なんかも参考にはできるのかなと。

冒頭もう一回確認ということで、3月に説明した内容で、くどい部分もあったかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

そういうことで、閉会后、それぞれ作業に入ってもらわなければならないわけですが、前回も若干お出しいただいた経過がございますが、やはり我々、意見書の総括をした後、進もうと。それと、研修して、長野の関係はどうかということ、それと皆さんからお出しいただいた意見書、その辺をベースに出発しようということで、くどいようですが、ここで再確認をしていただきました。

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。

意見書作成作業が部会閉会后ありますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 15番

議事録署名人 16番